

通常の相続手続きの主な流れ

相続発生 ↓ 10ヶ月以内	死亡届の提出		相続人	司法書士	税理士
	①相続人の確定	戸籍謄本収集	●		
		法定相続情報一覧図作成	●		
	②相続財産の調査・評価	財産の調査	●		
		財産の評価			●
	③遺産分割協議	財産目録、分割協議書の作成	●		
		分割協議	●		
	④名義変更	金融資産	●		
		不動産		●	
	⑤相続税の申告・納税	申告			●
		納税	●		

りゅうぎんにお任せすると…

相続発生 ↓ 10ヶ月以内	死亡届の提出		相続人	りゅうぎん
	①相続人の確定	戸籍謄本収集		●※
		法定相続情報一覧図作成		●※
	②相続財産の調査・評価	財産の調査		●
		財産の評価		●※
	③遺産分割協議	財産目録、分割協議書の作成		●
		分割協議	●	
	④名義変更	金融資産		●
		不動産		●※
	⑤相続税の申告・納税	申告		●※
		納税	●	

※必要に応じて外部専門家と連携し、別途費用が発生する場合がございます。

りゅうぎんに任せる4つの理由

① 専門家、金融機関とのやりとりをりゅうぎんが代行！

手続負担が軽減

② 手続完了までの資金の管理をりゅうぎんが代行！

管理負担が軽減

③ 各資料(財産目録、分割協議書等)の作成をりゅうぎんが代行！

作成負担が軽減

④ 二次相続対策の相談を受けることが可能

より良い未来の実現

具体的に進めていきたい方は裏面をチェック